

独立行政法人 物質・材料研究機構における
 前監事の業績勘案率について

平成 17 年 12 月 8 日
 文 部 科 学 省
 独立行政法人評価委員会
 科学技術・学術分科会

独立行政法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における前監事の業績勘案率については、「独立行政法人物質・材料研究機構における業績勘案率の基準について」（平成17年4月19日文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会決定）に基づき、以下のとおりとする。

1. 在任期間（うち、業績勘案率適用期間）

平成15年4月1日～平成17年3月31日

（平成16年1月1日～平成17年3月31日）

なお、平成13年4月1日～平成15年3月31日は理事として機構に在任

2. 「機関実績勘案率 α 」について

(1) 機関実績勘案率算出の基準となる年度業務実績評価について

前監事の業績勘案率の適用期間は、平成16年1月1日～平成17年3月31日であるので、機関実績勘案率の算出にあたっては、機構の平成15年度に係る業務実績評価結果及び平成16年度に係る業務実績評価が対象となる。

また、監事においては、職務として機構全体の監査機能を有していることから、機構全体の機関実績勘案率とする。

(2) 機関実績勘案率 α の算出

① 平成15年度機関実績勘案率

機構の平成15年度業務実績評価の項目は別添1-1のとおりであり、各評定の項目数及びに項目別評価の評定の割合は均等ウエイト付けを行うこととし、以下のとおりである。これに基づき、「独立行政法人物質・材料研究機構における業績勘案率の基準について」（平成17年4月19日文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会決定）の別表（別添2）の換算表により評価を行うこととする。

○平成15年度業務実績評価に占める各評定の割合

評 定	項目数	項目別評価における各評定の割合
S 特に優れた実績を上げている。	7	21.2%
A 計画通り進んでいる。または、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される。	25	75.8%
B 計画通りに進んでいるとはいえない面もあるが、工夫もしくは努力によって、中期計画を達成しえると判断される。	1	3.0%

F	遅れている、または、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。	0	0%
---	------------------------------------	---	----

よって、別添2の換算表に照らし平成15年度の機関実績勘案率を、1.2とする。

② 平成16年度機関実績勘案率

機構の平成16年度業務実績評価の項目は別添1-2のとおりであり、各評定の項目数及びに項目別評価の評定の割合は均等ウエイト付けを行うこととし、以下のとおりである。これに基づき、「独立行政法人物質・材料研究機構における業績勘案率の基準について」（平成17年4月19日文科科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会決定）の別表（別添2）の換算表により評価を行うこととする。

○平成16年度業務実績評価に占める各評定の割合

評 定	項目数	項目別評価における各評定の割合
S 特に優れた実績を上げている。	7	21.2%
A 計画通り進んでいる。または、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される。	26	78.8%
B 計画通りに進んでいるとはいえない面もあるが、工夫もしくは努力によって、中期計画を達成しえると判断される。	0	0%
F 遅れている、または、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。	0	0%

よって、別添2の換算表に照らし平成16年度の機関実績勘案率を、1.2とする。

③ 機関実績勘案率 α

ア) 前監事の平成15年度及び平成16年度に係る業績勘案率適用期間は、それぞれ3月及び12月であること

イ) 平成15年度及び平成16年度に係る機関実績勘案率はいずれも1.2であることから、

機関実績勘案率 α

$$= (\text{平成15年度機関実績勘案率} \times \text{平成15年度に係る業績勘案率適用期間} + \text{平成16年度機関実績勘案率} \times \text{平成16年度に係る業績勘案率適用期間}) / \text{機関実績勘案率適用期間}$$

$$= (1.2 \times 3\text{月} + 1.2 \times 12\text{月}) / (3\text{月} + 12\text{月}) = 1.2$$

ゆえに、機関実績勘案率 α は、1.2とする。

3. 「個人業績勘案率 β 」について

個人業績勘案率については、機構の理事長が評定した結果を参考として、当分科会において評価を行った結果、1.2とすることとする。（別添3参照）

4. 「業績勘案率 ε 」の算出

上記のとおり、機関実績勘案率 $\alpha = 1.2$ 、個人業績勘案率 $\beta = 1.2$ となることから、基礎業績勘案率 ε' に関しては

$0.75 \times 1.2 + 0.25 \times 1.2 = 1.2$ と計算され、基礎業績勘案率 $\varepsilon' = 1.2$ となる。

当分科会としては、基礎業績勘案率 1.2 を基に、 前監事の①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況、②目的積立金の積立状況を勘案した結果、業績勘案率 ε については、 1.0 とする。

【在職時に受けた役職報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況】

機構では、期末特別手当基礎額は、役員が受けるべき本給月額及び調整手当の月額並びに本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額に、本給及び調整手当の月額に理事長が文部科学省独立行政法人評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて 100 分の 0 以上 100 分の 50 以下の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とするとされている。

 前監事に関して、この理事長が定める割合は、平成 16 年 6 月及び平成 16 年 12 月においていずれも 100 分の 20 であった。なお、この 100 分の 20 という値は、平成 14 年度以降に設立された独立行政法人の多くにおいて標準値とされている値であり、理事長はこれについて増減が行えるとされている場合が多い。これを適用した結果、 前監事に対する期末特別手当の増減はなかった。

【目的積立金の積立状況】

 前監事の在職期間中には目的積立金の積立実績はなかった。

独立行政法人物質・材料研究機構に係る業務の実績に関する評価(平成15年度)

◎項目別評価

評価項目		評価方法		個別評価						
				S	A	B	F			
				特に出れた実績を上げている。	計画通り進んでいる。または、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される。	計画通りに進んでいるとはいえない面もあるが、工夫もしくは努力によって、中期計画を達成し得る可能性が高いと判断される。	遅れている。または、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。(必要に応じて通則法第32条に基づく勧告を发出。)			
II. 業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 機構の体制及び運営	1.1 機構における研究組織編成の基本方針	①研究システムの構築の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように研究システムの改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・研究組織の改善 ・研究者業績評価の実施状況		○					
			②研究支援システムの構築の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように研究サポートシステムの改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・研究支援者の導入		○					
			③技術移転システムの構築の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように技術移転システムの改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・研究者へのインセンティブ方策の状況 ・目利き人材の登用状況		○					
		1.2 機構における業務運営の基本方針	1) プロジェクトリーダー等の裁量権の拡大	上記1.1と併せて評価			○			
			2) 機構業務から見た合理的な人材配置	上記1.1と併せて評価			○			
			3) 業務運営の効率化	①事務手続きの簡素化・迅速化・効率化の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように事務手続きの簡素化等の改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・各種手続きの電子化の状況 ・決裁の簡素化の状況 ②アウトソーシング化の状況 中期計画に定められているデータベースやネットワークの管理の外部委託状況について評価委員が評価する。 ③ 運営費交付金業務の効率化			○			
		研究組織等のマネジメント評価		各研究組織等のマネジメントについて説明した上で、評価委員が評価する。			○			
		I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 基礎研究及び基礎的研究開発	1.1 重点研究開発領域における研究プロジェクト	1.1.1 ナノ物質・材料	研究者が研究トピックスについて説明、大綱的指針に基づき実施した事前・中間・事後等の研究評価結果の概要を提出した上で、評価委員が評価する。		○		
					1.1.2 環境・エネルギー材料				○	
					1.1.3 安全材料				○	
1.2 研究基盤、知的基盤の充実	1) 研究基盤の充実			同上			○			
	2) 知的基盤の充実			研究者が研究トピックスについて説明、大綱的指針に基づき実施した事前・中間・事後等の研究評価結果の概要を提出した上で、評価委員が評価する。			○			
1.3 萌芽的研究の重視	査読論文件数、萌芽的研究に対する取り組み及び評価の方針の検討状況などを総合的に評価委員が評価する。			○						
1.4 公募型研究への提案と受託研究の受け入れ	外部資金獲得総額の対13年度比とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 毎年度対前年度比5%増の外部資金獲得		○							

評価項目		評価方法		個別評価				
				S	A	B	F	
				特に優れた実績を上げている。	計画通り進んでいる。または、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される。	計画通りに進んでいるとはいえない面もあるが、工夫もしくは努力によって、中期計画を達成しえたと判断される。	遅れている。または、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。(必要に応じて通則法第92条に基づき勧告を发出。)	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2. 研究成果の普及及び成果の利用	2.1 成果普及・広報活動	① 研究発表	査読論文発表数について研究者一人あたり2件の目標値に対する達成度を十分考慮したうえで、その他の指標も考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均2件(過去5年間の実績年平均1.78件)	○			
			② 広報活動	広報紙、インターネット・ホームページ、施設公開、プレス発表等の広報活動を総合的に評価委員が評価する。		○		
			③ 材料基盤情報の発信	材料基盤情報の情報発信のための取り組みを評価委員が評価する。		○		
		2.2 技術移転の促進	特許出願の国内と国外を併せた件数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均160件(過去5年間の実績年平均119件)	○				
			取得特許の実施(実施特許件数・実施料収入)とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。			○		
	3. 設備の共用		強磁場施設の開放状況(共同研究件数)とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 平均80件/年(過去3年間の実績68件/年)			○		
	4. 研究者・技術者の養成と質の向上	4.1 研修生の受け入れ	5.2の2)と併せて、研究者・研修生の受け入れ者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均700人(過去5年間の実績年平均531人)			○		
		4.2 学会・研究集会等への参加・講師派遣	学会・研究集会への参加者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均2件/人 講師派遣の件数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。			○		
	5. その他	5.1 調査・コーディネート機能の充実	産学官連携の取り組みなどコーディネート機能を評価委員が評価する。			○		
		5.2 研究交流	1) 共同研究の実施、連携の推進	共同研究を実施した件数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均100件(過去5年間の実績年平均90件)		○		
2) 外部研究者の受け入れ			(4.1と併せて評価する) 外国人研究員の受け入れ者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。		○			
3) 研究者の派遣			在外研究員の派遣者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。		○			
5.3 事故等調査への協力	(該当がある場合に評価委員が評価)			○				
Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画		自己収入の確保状況、固定的経費の節減状況を評価委員が評価する。			○			
Ⅳ. 短期借入金の限度額		短期借入金の借入状況を評価委員が評価する。						
Ⅴ. 重要な資産を処分し、又は担保に共しようとするときは、その計画		重要財産の処分等の状況を評価委員が評価する。						
Ⅵ. 剰余金の使途		剰余金の使用等の状況を評価委員が評価する。						
Ⅶ. その他 主務省令で定める業務運営に関する事項	1. 施設・設備に関する計画		研究スペースの有効利用の状況、施設・設備の整備状況を評価委員が評価する。		○			
	2. 人事に関する計画		常勤職員数の抑制状況、任期付き研究員・契約型研究員の任用状況を評価委員が評価する。		○			

独立行政法人物質・材料研究機構に係る業務の実績に関する評価(平成16年度)

◎項目別評価

評価項目		評価方法		個別評価					
				S	A	B	F		
				特に優れた実績を上げている。	計画通り進んでいる。または、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される。	計画通りに進んでいるとはいえない面もあるが、工夫もしくは努力によって、中期計画を達成し得る可能性が高いと判断される。	遅れている。または、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。(必要に応じて通則法第32条に基づき勧告を発出。)		
II. 業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 機構の体制及び運営	1.1 機構における研究組織編成の基本方針	①研究システムの構築の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように研究システムの改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・研究組織の改善 ・研究者業績評価の実施状況	○					
			②研究支援システムの構築の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように研究サポートシステムの改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・研究支援者の導入		○				
			③技術移転システムの構築の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように技術移転システムの改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・研究者へのインセンティブ方策の状況 ・目利き人材の登用状況	○					
		1.2 機構における業務運営の基本方針	1) プロジェクトリーダー等の裁量権の拡大	上記1.1と併せて評価		○			
			2) 機構業務から見た合理的な人材配置	上記1.1と併せて評価		○			
			3) 業務運営の効率化	①事務手続きの簡素化・迅速化・効率化の状況 「独法の理念を踏まえ、どのように事務手続きの簡素化等の改善を図ったか。」の具体例を示し、その努力が十分であったかどうかで評価委員が評価する。 <事例> ・各種手続きの電子化の状況 ・決裁の簡素化の状況 ②アウトソーシング化の状況 中期計画に定められているデータベースやネットワークの管理の外部委託状況について評価委員が評価する。 ③ 運営費交付金業務の効率化		○			
		研究組織等のマネジメント評価		各研究組織等のマネジメントについて説明した上で、評価委員が評価する。		○			
		I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 基礎研究及び基盤的研究開発	1.1 重点研究開発領域における研究プロジェクト	1.1.1 ナノ物質・材料	○			
					1.1.2 環境・エネルギー材料		○		
					1.1.3 安全材料		○		
1.2 研究基盤、知的基盤の充実	1) 研究基盤の充実			同上		○			
	2) 知的基盤の充実			研究者が研究トピックスについて説明、大綱的指針に基づき実施した事前・中間・事後等の研究評価結果の概要を提出した上で、評価委員が評価する。		○			
1.3 萌芽的研究の重視	査読論文数、萌芽的研究に対する取り組み及び評価の方針の検討状況などを総合的に評価委員が評価する。			○					
1.4 公募型研究への提案と受託研究の受け入れ	外部資金獲得総額の対13年度比とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 毎年度対前年度比5%増の外部資金獲得			○					

評価項目	評価方法	個別評価						
		S	A	B	F			
		特に優れた実績を上げている。	計画通り進んでいる。または、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される。	計画通りに進んでいるとはいえない面もあるが、工夫もしくは努力によって、中期計画を達成しえると判断される。	遅れている、または、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。(必要に応じて通則法第32条に基づく勧告を發出。)			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2. 研究成果の普及及び成果の利用	2.1 成果普及・広報活動	① 研究発表	査読論文発表数について研究者一人あたり2件の目標値に対する達成度を十分考慮したうえで、その他の指標も考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均2件(過去5年間の実績年平均1.78件)	○			
			② 広報活動	広報紙、インターネット・ホームページ、施設公開、プレス発表等の広報活動を総合的に評価委員が評価する。		○		
	③ 材料基盤情報の発信		材料基盤情報の情報発信のための取り組みを評価委員が評価する。		○			
		2.2 技術移転の促進		特許出願の国内と国外を併せた総件数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均160件(過去5年間の実績年平均119件)	○			
			取得特許の実施(実施許諾件数・実施料収入)とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。		○			
		3. 設備の共用		産学連携の開放状況(共同研究件数)とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 平均80件/年(過去3年間の実績68件/年)		○		
	4. 研究者・技術者の養成と資質の向上	4.1 研修生の受け入れ		5.2の2)と併せて、研究者・研修生の受け入れ者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均700人(過去5年間の実績年平均531人)		○		
			4.2 学会・研究会等への参加・講師派遣	学会・研究会への参加者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均2件/人 講師派遣の件数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。		○		
		5. その他	5.1 調査・コーディネート機能の充実		産学官連携の取り組みなどコーディネート機能を評価委員が評価する。		○	
	5.2 研究交流		1) 共同研究の実施、連携の推進	共同研究を実施した件数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。 * 中期計画の記載: 年平均100件(過去5年間の実績年平均90件)		○		
2) 外部研究者の受け入れ			(4.1と併せて評価する) 外国人研究員の受け入れ者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。		○			
3) 研究者の派遣			在外研究員の派遣者数とその他の指標を考慮して評価委員が評価する。		○			
	5.3 事故等調査への協力		(該当がある場合に評価委員が評価)		○			
III. 予算、収支計画及び資金計画			自己収入の確保状況、固定的経費の節減状況を評価委員が評価する。		○			
IV. 短期借入金の限度額			短期借入金の借入状況を評価委員が評価する。					
V. 重要な資産を処分し、又は担保に共しようとするときは、その計画			重要資産の処分等の状況を評価委員が評価する。					
VI. 剰余金の使途			剰余金の使用等の状況を評価委員が評価する。					
VII. その他 主務省令で定める業務運営に関する事項	1. 施設・設備に関する計画		研究スペースの有効利用の状況、施設・設備の整備状況を評価委員が評価する。		○			
	2. 人事に関する計画		常勤職員数の抑制状況、任期付若手・契約型研究員の任用状況を評価委員が評価する。		○			

(別添2)

別表 年度業務実績評価の機関実績勘案率への換算表

(単位：%)

		各事業年度の項目別評価の評定の割合					
		S	A	B	F		
機 関 実 績 勘 案 率 α	2.0	$S=100$	$A=0, B=0, F=0$				
	1.9	$90 \leq S < 100$	$S+A=100$	$B=0, F=0$			
	1.8	$80 \leq S < 90$					
	1.7	$70 \leq S < 80$					
	1.6	$60 \leq S < 70$					
	1.5	$60 \leq S < 100$	$80 \leq S+A \leq 100$	$0 < B \leq 20$	$F=0$		
		$50 \leq S < 60$		$0 \leq B \leq 20$			
	1.4	$40 \leq S < 50$					
	1.3	$30 \leq S < 40$					
	1.2	$20 \leq S < 30$					
	1.1	$10 \leq S < 20$					
	1.0	$0 \leq S < 10$				$80 \leq S+A \leq 100$	$0 \leq B \leq 20$
		$80 \leq S+A < 100$		$0 < B+F \leq 20$		$0 < F \leq 5$	
	0.9	$0 \leq S+A < 80$	$20 < B+F \leq 40$	$0 \leq F \leq 5$			
	0.8		$40 < B+F \leq 60$				
	0.7		$60 < B+F \leq 80$				
	0.6		$80 < B+F \leq 100$				
	0.5	$0 < S+A+B < 95$			$5 < F \leq 20$		
	0.4				$20 < F \leq 40$		
	0.3				$40 < F \leq 60$		
0.2	$60 < F \leq 80$						
0.1	$80 < F < 100$						
0.0	$S=0, A=0, B=0$				$F=100$		

(別添3)

独立行政法人物質・材料研究機構における[]前監事の
個人業績勘案率について

平成17年12月 日
文 部 科 学 省
独立行政法人評価委員会
科学技術・学術分科会

独立行政法人物質・材料研究機構における[]前監事の個人業績勘案率については、独立行政法人物質・材料研究機構理事長が評定した結果を参考として、評価を行った結果、1.2とすることとする。(評価の考え方については別紙のとおり)

前監事の個人業績勘案率評定算出調書

氏名	役員在職期間
	平成13年 4月 1日 理事就任
	平成15年 3月31日 理事退任
	平成15年 4月 1日 監事就任
	平成17年 3月31日 監事退任

評価期間	平成16年 1月 1日～平成17年3月31日 (在職期間 15月)
------	--------------------------------------

評 定

1. 監査方針設定と組織化活動

(評価根拠は別添資料のとおり)

区分	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	計	分科会決定
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2				1.5		1.5	1.5
評価項目3			1.0			1.0	1.0
評価項目4				1.5		1.5	1.5
評価項目5			1.0			1.0	1.0
評価項目6			1.0			1.0	1.0
合 計						7	7
平均点(b)						1.17	1.17

個人業績勘案率の評定

物質・材料研究機構評定

= 1.2

科学技術・学術分科会評定

= 1.2

平成17年12月8日

個人業績調書

機 関 独立行政法人物質・材料研究機構
役 職 監事
氏 名 [REDACTED]
在職期間 平成15年4月1日～平成17年3月31日（監事）
（うち、業績勘案率適用期間：平成16年1月1日～平成17年3月31日）
（他 平成13年4月1日～平成15年3月31日（理事））

独立行政法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的として設立された。

同人は、平成13年4月1日の機構発足とともに理事に就任し、平成15年3月31日まで在任し、その後、平成15年4月1日に監事に就任し、平成17年3月31日まで在任した。

監事の間、同人は、機構の監査を適切に実施し、独立行政法人としての基盤の形成に多大な貢献をした。

平成16年1月から退職された平成17年3月31日までの同人の監事としての主な業績は次のとおりである。

1 監査方針設定と組織化活動

同人は、監事として、機構の監査に関して的確な指示を行い、リーダーシップを遺憾なく発揮した。

○その1（年度の監査方針の設定）

機構の全体方針と適切な整合性をもった監査方針を設定し、機構の研究が社会的に与える影響、理事長、理事等役員の倫理観及び運営理念と体制をチェックすることで反社会的な意図的不正行為や法令違反行為の抑制・防止を目標に監事の監査業務を推進した。

○その2（年度の監査方針の関係者への周知徹底）

監事の監査と内部監査（各組織体業務を効果的に促進するため、業務活動状況を公平かつ客観的に調査・評価が行われる監査）の間では、監査制度上から独立性が保持されている。それぞれ監査に関与し、指揮監督することは出来ないが、互いに独立した機能を理解した上で各監査の実効性を高めるため、緊密な関係を図り互いの監査業務活動に協力する点についてなど、監査方針及びその背後にある考え方を、理事長及び理事等に対し適切に説明して理解を得た。

○その3（月次会計報告の監査）

会計月次報告結果に対して第三者的な立場でコメントを行い、そのフォローを行った。具体的には、財務保全と会計監査法人の独立性の監視及び会計監査法人からの会計書類等の監査結果報告の監査を行った。また、会計監査法人の監査結果から問題点を抽出し矯正や改善について、助言、勧告を行った。さらに、会計監査法人と交流の

機会を設定し、監査活動に反映させるために、情報の収集及び意見交換に努めた。

○その4（理事長、理事の職務遂行監査）

理事長や理事の職務遂行が、法令や理事会決議に適合しているかを定期的に監査した。具体的には、理事長や理事等の役員に対する業務執行状況、理事会議や幹部会の意志疎通状況、法令等の遵守・リスク管理・情報開示体制及び運用状況等が整備され、適切であるか監視し検証を行った。

○その5（事業所や関連団体など業務の実地監査）

実施監査の対象設定の段階から自らが総合的な判断で臨み、計画を立案して、監査を行った。具体的には、各研究ユニットの研究業務内容とその進捗状況・共同研究の実施状況・外部研究者の受け入れ等について、所属長とヒアリングを実施し、研究の必要性和重要性と達成について検証を行った。

○その6（法人の機関業績目標の内部評価の結果や過程に関する監査）

機構の機関業績目標の内部評価の結果について、国民の視点から客観的な問題指摘や改善勧告を行った。具体的には、機構の内部監査機能が十分に発揮され、監査の独立性が保たれているか注意を払い監事の立場から指導を行った。その一例として、社会的な要請も基づき、情報の開示が求められる時代であり、内部監査の開示要請に即応する体制を整備し、内部監査に係る実施ガイドラインの見直しや、監査文書・関係資料等の充実を図ることを内部監査に求めた。